

三陸地域エクスカーション等誘致促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 岩手県におけるコンベンション等の開催及びエクスカーションの実施を促進するため、県内においてコンベンション等を実施する主催者（以下、「補助事業者」という。）が、エクスカーションを実施する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2 補助対象事業は、補助事業者が実施するエクスカーションで、以下に定める条件を全て満たすものとする。

- (1) 岩手県内でコンベンション等を実施する主催者（国又は地方公共団体を除く）によって企画され、あらかじめ当該コンベンション等参加者に対し周知されたもの。
- (2) 政治的又は宗教的活動を目的とする事業でないこと。
- (3) エクスカーション実施に伴い参加者が岩手県内に1泊以上するもの。
- (4) 催行最少募集人員が10名以上のもの。
- (5) 視察先に、本県沿岸広域振興局及び県北広域振興局管内の市町村が1つ以上含まれていること。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 補助対象経費及びこれに対する補助額は、別表第1のとおりとする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以内の減とする。

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(立入検査等)

第6 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事は、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

(書類の整備等)

第7 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第8 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第7号）により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第9 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 関係)

補助対象経費	補助額
補助対象事業の実施を行う場合に要する経費のうち、バス等車両借上げ料	当該補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額以内の額とする。ただし、10 万円を上限額とする。

別表第 2 (第 9 関係)

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第 4 条の規定による書類	<ul style="list-style-type: none"> ・三陸地域エクスカーション等誘致促進事業費補助金交付申請書 ・事業(変更)計画(実績)書 ・収支予算(決算)書 	第 1 号	1 部	別に定める
		第 2 号	1 部	
		第 3 号	1 部	
規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定により承認を受ける場合の書類	<ul style="list-style-type: none"> ・三陸地域エクスカーション等誘致促進事業変更(中止、廃止)承認申請書 ・事業(変更)計画(実績)書 ・収支予算(決算)書 	第 4 号	1 部	当該事業の変更(中止、廃止)を行う日の 15 日前まで
		第 2 号	1 部	
		第 3 号	1 部	
規則第 13 条第 1 項の規定による書類	<ul style="list-style-type: none"> ・三陸地域エクスカーション等誘致促進事業費補助金請求書 ・三陸地域エクスカーション等誘致促進事業実績報告書 ・事業(変更)計画(実績)書 ・収支予算(決算)書 	第 5 号	1 部	当該事業を完了した日(規則第 6 条第 1 項第 3 号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日)から 10 日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の 3 月 31 日のいずれか早い日まで
		第 6 号	1 部	
		第 2 号	1 部	
		第 3 号	1 部	